特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯梨浜町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

湯梨浜町長

公表日

令和3年10月27日

I 関連情報

- 1747 113 11X						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定に則り、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						

予防接種ファイル 健康管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の93の2

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の115の2 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、 内閣府・総務省令第七号)第59条の2					
	■情報照会の根拠 番号法第20条 (番号法第19条8号、別表第二の115の2並びに内閣府・総務省令第七号 第59条の2)					

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	康推進課					
②所属長の役職名	建康推進課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画情報係 TE10858-35-5304						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 健康増進係 TEL0858-35-5375					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 对象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点					
2. 取扱者	X						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和3年9月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策			
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 ま又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
されている。	生料担併さいし ローカンご	7 <i>二 大</i> 海じも 7	エナゆノ \
2. 特定個人情報の入手(育教徒供イットリーソング	ペナムを通した人	、手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・済	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の115の2 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第59条の2	事後	番号法改正による修正
		■情報照会の根拠 番号法第20条 (番号法第19条7号、別表第二の115の2並び に内閣府・総務省令第七号 第59条の2)	■情報照会の根拠 番号法第20条 (番号法第19条8号、別表第二の115の2並び に内閣府・総務省令第七号 第59条の2)		
II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和3年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	